



# こどもエコすまい支援事業

こどもエコすまい支援事業は、エネルギー価格高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能(ZEHレベル)を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援する事により、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年のカーボンニュートラルの実現を図る事業です。

## 事業概要

- 名称 こどもエコすまい支援事業(令和4年度補修予算(第2号))
- 予算 1,500億円
- 補助対象

補助対象事業	対象者
注文住宅の新築	建築主
新築分譲住宅の購入	購入者
リフォーム	工事発注者

ただし注文住宅の新築及び新築分譲住宅の購入については、子育て世帯または若者夫婦が取得する場合に限ります。

子育て世帯とは	申請時点において、子(年齢は令和4年4月1日の時点で18歳未満すなわち平成16年4月2日以降出生の子)を有する世帯
若者夫婦世帯とは	申請時点において夫婦であり、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下である世帯

- 補助額 (補助上限) 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入…1住戸につき100万円  
 リフォーム…実施する補助対象工事および工事発注者の属性等に応じて5万円※ から60万円  
※例外として、経済産業省及び環境省が実施する「先進的リノベ事業」または経済産業省が実施する「給湯省エネ事業」において交付決定を受けている場合は、申請する補助額の合計2万円以上であれば補助対象となります。

- 補助金の還元方法 登録事業者は、交付された補助金を予め補助対象者と合意した方法により、還元します。なお、還元方法は原則①とします。

いずれか	①補助事業に係る契約代金(最終支払に限る)に充当する方法 ②現金で支払う方法
------	---

- 対象期間
  - ・契約日の期間……………契約日の期間は問いません
  - ・対象工事の着手期間…2022年11月8日以降
  - ・交付申請期間…2023年3月31日～予算上限に達するまで  
(遅くとも2023年12月31日まで)

※お早くの申請をおすすめします。※締め切りは予算執行状況に応じて公表します。